

○福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

平成二十四年十二月二十日

福井県条例第七十一号

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例を公布する。

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号ならびに第二十四条の十二第一項および第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例で使用する用語は、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）および児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

**第三条** 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

**第四条** 法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(指定福祉型障害児入所施設の基準)

**第五条** 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）の定めるところによるものとする。

(指定医療型障害児入所施設の基準)

**第六条** 指定医療型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(規則への委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二五年条例第一二号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十六年四月一日

**附 則**（平成三〇年三月二二日条例第一二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。